

熊本学園大学オープンアクセス方針実施要領

令和7年12月12日

図書館委員会制定

この要領は、「熊本学園大学オープンアクセス方針」(2024(令和6)年3月12日制定、以下「方針」という。)の実施に必要な事項を定めるものです。

熊本学園大学(以下「本学」という。)は、地域の知の拠点として、本学において発行・発表された研究成果を学内外問わず公開することにより、本学の知的財産を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

オープンアクセスとは、研究成果(論文や研究データなど)をインターネット上で公開し、誰でも無料で利用できるようにすることです。

オープンアクセスは、「グリーン・オープンアクセス」と「ゴールド・オープンアクセス」に大別することができます。

■グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリやサブジェクトリポジトリ等で出版社版または著者最終稿を無料で公開する方法。

■ゴールド・オープンアクセス

出版社ウェブサイトでオープンアクセスにする方法。多くの場合、著者は APC (Article Processing Charge) と呼ばれる費用を負担する。

<オープンアクセス化によるメリット>

論文のオープンアクセス化が拡大すれば、学術情報を様々な制約なく流通させ、また入手することが可能となり、学術研究の発展に寄与します。また、異なる分野の研究成果に触れることが容易になるため、研究の幅が広がり、さらには、世界の国々の情報格差の解消にも役立ちます。

論文を発表した研究者自身にとっても、自らの研究成果に関する情報発信力が高まり、例えば、論文の被引用数の増加など様々な利点が期待されます。

(「日本学術振興会ホームページ」より引用)

1 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果、（以下「研究成果」という。）を、「熊本学園大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。

また、関係府省が定める学術論文を主たる成果とする即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給した研究の成果を、関係府省が定めるところにより、リポジトリによって公開する。

ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

※学協会とは、大学などの研究者を中心に自主的に組織された団体（「平成18年版 文部科学白書」より引用）

- ① リポジトリへ登録対象となる研究成果は、「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」（以下、「運用指針」という。）第5条（登録対象）において定めるものとします。
- ② 研究成果をリポジトリに登録することによって、著作権が本学に移転することはありません。
- ③ 本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、本学在籍時に発表しリポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開されます。

2 著作権等の理由で公開が不適切であるとの申出が研究者からあった場合、法令等で定めがある場合を除き、本学は当該研究成果を公開しない。

著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が研究者からあった場合や、運用指針第11条（教育・研究成果の削除）に基づき、公開が適当でないと判断した場合は、当該研究成果を公開しません。

3 本方針の制定以前に出版された研究成果や、本方針の制定以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、制定された日（2024（令和6）年3月12日）以降に発行された研究成果に適用します。

4 研究者は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

本方針は大学としての意思表明であるという観点から、教員は研究成果公表後できるだけすみやかに提供することが望ましい。

【リポジトリへの登録について】

1. 本学の学内部局等が発行する研究紀要等に掲載された研究成果について

1-1. 投稿規程等においてリポジトリ上での電子化と公開が許諾される旨が明記されている場合は自動的に一括で登録・公開するため、個別の登録申請書の提出は必要ありません。なお、電子化の公開を希望しない著者については、編集委員長がとりまとめて図書館へお申し出ください。

※従来通りの取り扱いです。

1-2. 投稿規程等においてリポジトリ上での電子化と公開についての言及がない場合は、登録申請書を提出してください。

※登録申請書は、熊本学園大学機関リポジトリ HP より、Web 上のフォームにて申請

2. 上記1. 以外の方法によって発表された研究成果について

(オープンアクセスジャーナル、出版社・学協会等が発行する学術雑誌、当該研究成果の作成者が所属する機関のリポジトリ等)

本学リポジトリへも登録を希望する場合は、以下の事項を投稿先へご確認の上、登録申請書を提出してください。

- ・リポジトリ登録が許諾されているか。
- ・リポジトリ登録が許諾されている版（著者最終稿、出版社版など）の確認。
- ・公開禁止期間（エンバーゴ）の確認。

なお、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）の写し、あるいは、問い合わせをした結果（メール）を添付していただくと確認作業をスムーズに行うことができますのでご協力ください。

2-1. リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版

リポジトリ登録が許諾されている版は、多くの場合、出版社版そのものではなく、出版社、学協会等に受理される直前の著者最終稿（査読が反映されていますが、出版社、学協会等による最終的なレイアウト調整等がなされていない版）です。よって、図書館へ提出される場合、リポジトリ登録が許諾されている適切な版を確認後、その版の PDF ファイルを図書館にご提供ください。

2-2. リポジトリでの公開禁止期間（エンバーゴ）

リポジトリでの公開禁止期間（エンバーゴ）が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、本学リポジトリで公開します。

2-3. 共著者等の許諾について

共著者等がいる場合は、あらかじめ共著者等（全員）からリポジトリ登録の許諾を得た上で、研究成果をご提出ください。許諾はメール等の文書でとることをお勧めいたします。なお、許諾回答書を図書館にご提出いただく必要はありません。

- 5 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

必要に応じて、学内関連部署等の関係者間で協議し決定します。